

# 令和8年度 湯沢町宿泊促進事業補助金 公募要領

## 1 本事業の問合せ・書類提出先

〒949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 300 番地

湯沢町役場 企画観光課 担当：山崎

TEL：025-784-4850 受付時間 8：30～17：00（土日祝日を除く）

Mail：kankou@town.yuzawa.lg.jp

## 2 公募について

本公募は、あくまで「補助対象指定候補の選定」であり「補助金の交付決定」ではないこと、補助対象指定候補の選定後、補助対象指定申請書の提出が必要になること、補助金の交付は事業終了後に交付申請書兼実績報告書を提出した後になること、「補助対象指定候補の選定」、「補助対象指定申請書の提出」及び「交付申請書兼実績報告書の提出」が「補助金の交付」を約束するものではないことを予めご承知おきください。

## 3 補助事業の目的

湯沢町は令和3年度に「湯沢町観光振興計画（2022-2031）」（以下、「観光振興計画」という。）を策定し、「あたたかい“雪と人”が出迎える、世代を超えて記憶に残るまち・湯沢」を目標像とした。

新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」という。）流行以前は、首都圏からアクセスが容易なことや宿泊施設が群集していること等から、企業等の会議、研修旅行、大規模会議、展示会、見本市、イベント及び教育旅行などを多数受け入れることができた。コロナ過においてはそういったニーズが皆無となったが、コロナ終息後、ニーズが復活しつつある。

本補助事業は、このような湯沢町の特性及び状況を踏まえて、町内での宿泊を促進する事業を対象に支援することで、観光振興計画に掲げる基本方針の実現及びKPIを達成することを目的とする。

## 4 補助対象事業

湯沢町内で行われるMICE及び教育旅行を対象として、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) M I C E 湯沢町外から訪れる者が参加し主に湯沢町内で行われる、企業等の会議、企業等の行う報奨・研修旅行、国際機関・団体、学会等が行う国際会議及び展示会・見本市・イベントのことをいう。
- (2) 教育旅行 湯沢町外から訪れる者が参加し主に湯沢町内で学校教育の一環として教育上の目的で実施される宿泊を伴う旅行や合宿、野外活動（修学旅行、遠足、移動教室、林間学校など）のことをいう。

## 5 補助対象者

- (1) M I C Eの主催者
- (2) M I C Eの主催者に対して旅行の企画及び手配を行う、旅行業法に基づく旅行業の登録を受けた旅行会社
- (3) 教育旅行を実施する学校
- (4) 教育旅行を実施する学校に対して旅行の企画及び手配を行う、旅行業法に基づく旅行業の登録を受けた旅行会社

※申請は、1対象者につき1年度に1事業のみとする。

## 6 補助対象外

- (1) 国又は地方公共団体の主催事業（ただし、国又は地方公共団体が他団体と共催する事業であり、かつ財政支出を伴わないものを除く。）。
- (2) 本制度とは別に町から補助金等の交付を受ける事業。
- (3) 開催順序が予め定められており、湯沢町の開催順となり開催されるもの。
- (4) 湯沢町から運営費等の補助金の交付を受けている団体が、主催者又は実質運営者となっているもの。

## 7 補助対象期間

令和8年7月1日から令和8年11月30日までの間に開催されるM I C E及び教育旅行であること。

## 8 補助事業の条件

種類	補助対象事業	補助金額	上限
M I C E	実人数300人以上が参加するもの	参加者の延べ宿泊者数（町内に所在する宿泊施設に限る）1人につき2,500円	1,000千円
教育旅行	実人数30人以上が参加し2泊以上の宿泊を伴う新規のもの	貸切バス1台につき50,000円	300千円

- ・国、県、その他団体からの補助金等の収入がある場合は、その額を控除した額を超えない額とする。
- ・参加者及び外部に補助金を活用していることを周知すること。  
例：この教育旅行は「湯沢町宿泊促進事業支援補助金」を活用しています。
- ・「参加者」とはM I C Eの参加者及びその家族等同行者とし、関係者（役員、スタッフ等）は含まない。
- ・新規とは、過去10年間、4（2）による教育旅行を実施していない場合において、実施する場合をいう。
  - 平成27年8月に夏期勉強合宿を実施したA中学校が、平成27年以来の夏期勉強合宿を実施する。平成28年から令和7年の間、湯沢町内で教育旅行を行っていない。
  - 平成27年8月に夏期勉強合宿を実施したB中学校が、今回は自然体験旅行を実施する。平成28年から令和7年の間、湯沢町内で教育旅行を行っていない。
  - × 令和5年8月に夏期勉強合宿を実施したC中学校が、今回も夏期勉強合宿を実施する。
  - × 令和5年8月に夏期勉強合宿を実施したD中学校が、今回は自然体験旅行を実施する。

## 9 法令等の遵守

補助対象者は、本補助事業の実施にあたり必要となる関係法令（法律、政令、省令、条例及び規則、基準、指針等）を遵守しなければならない。

## 10 補助金の返還

補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定をした後でも交付決定を取り消すものとする。既に補助金が交付されている場合は、補助金の全額又は一部を湯沢町に返還しなければならない。

- (1) 補助対象事業が、補助の条件を満たしていないことが判明したとき
- (2) 偽りその他不正の手段により補助を受けたことが判明したとき
- (3) その他町長が特にその必要があると認めたとき

## 11 スケジュール

No.	実施内容	日程
1	公募開始	令和8年4月1日（水）
2	応募期限	令和8年5月8日（金）17時迄

3	審査（書類）	令和8年5月10日（月）予定
4	審査結果の通知	令和8年5月15日（金）予定

※ただし、各実施日については事務上の都合により変更することがある。

## 12 応募手続き

### (1) 提出書類

① 応募書（様式第1号）

### (2) 提出期限

令和8年5月8日（金）17時迄（必着）

### (3) 提出部数

正本1部

### (4) 提出方法

事務局へ持参又は郵送により提出すること（1参照）。なお、郵送の方法は簡易書留に限る。

### (5) 辞退の場合

応募書を提出後、応募を辞退する場合は、速やかに応募辞退届（様式第2号）を提出すること。

## 13 審査

### (1) 書類審査

① 内容により、後日ヒアリングを実施する場合がある。

② 提案者が1者であった場合においても審査を行い、本要領等に合致すると認められる場合は、選定する。

③ 提案者が1者であった場合においても審査を行い、本要領等に合致すると認められる場合は、選定する。

### (2) 結果の通知

① 審査結果は審査後、すべての提案者に書面で通知する。

② 審査結果に関しての異議申立は受け付けないものとする。

③ 審査結果は、通知日の翌開庁日以降に電子メールにて通知する。また、選定者の名称を湯沢町ウェブサイトにて公表する。

## 14 失格となる場合

提案者が、次に該当する場合は失格となることがある。

(1) 応募資格の要件を満たさなくなった場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、湯沢町が失格であると認めた場合

## 15 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は、応募者に帰属するものとする。ただし、湯沢町が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本公募に係る情報公開請求があった場合、応募内容や評価に関する部分を除き、湯沢町情報公開条例（平成 11 年 12 月 27 日湯沢町条例第 29 号）に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

## 16 その他

- (1) 本公募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。